

## 島田川水系島田川の洪水予報実施要領

山口県周南土木建築事務所(以下「周南土木建築事務所」という。)と下関地方気象台は、「山口県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定(平成28年4月1日)」(以下「協定」という。)に基づき、島田川水系島田川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

### 1. 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は周南土木建築事務所では維持管理課、下関地方気象台では現業室において実施するものとする。

### 2. 洪水予報を行う際に用いる資料

島田川における流域内の気象庁雨量観測所、山口県雨量、水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

### 3. 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡責任者は、周南土木建築事務所においては維持管理課長、下関地方気象台においては観測予報管理官とする。

連絡方法については、山口県と下関地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム(以下「情報システム」という。)又は、付図2に番号を示した電話・FAXによるものとする。

### 4. 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

### 5. 洪水予報作業の開始及び終了

(1) 洪水予報作業の開始時期はいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3に示すいずれかの流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表1(3)に示すいずれかの基準観測所の水位が水防団待機水位(通報水位)(洪水予報作業開始の基準となる水位)を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

(2) 洪水予報作業の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

### 6. 洪水予報の発表

(1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問合せ先を記載することとし、必要に応じ雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。

(2) 具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは適宜、予報文を簡略化するなど、迅

速な発表に努めるものとする。

- (3) 必要に応じ、予報文を補足する参考資料を双方で協議の上、添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は 300KB までとする。
- (4) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を 1 つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ訂正した箇所について、簡潔に注意事項に記載する。

## 7. 洪水予報の基準

洪水予報の発表基準は協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表 1 (3) のとおりとする。

## 8. 情報システム障害時の措置

情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

- (1) 周南土木建築事務所と下関地方気象台の資料の交換については、付表 4 の種類について、FAX 又は電話等により、必要に応じ適宜通報するものとする。
- (2) 障害時により、通常の作業手順で洪水予報を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、周南土木建築事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する、この場合、FAX 等により下関地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

- (3) 障害時の予報文の部外機関への伝達については、周南土木建築事務所及び下関地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実にを行うものとする。

## 9. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

制定	平成 18 年 6 月 13 日
一部改正	平成 19 年 4 月 19 日
一部改正	平成 20 年 6 月 3 日
一部改正	平成 24 年 3 月 27 日
一部改正	平成 25 年 8 月 30 日
一部改正	平成 26 年 3 月 26 日
一部改正	平成 27 年 5 月 20 日

一部改正 平成28年7月 1日

一部改正 令和元年5月29日

10. 附 則

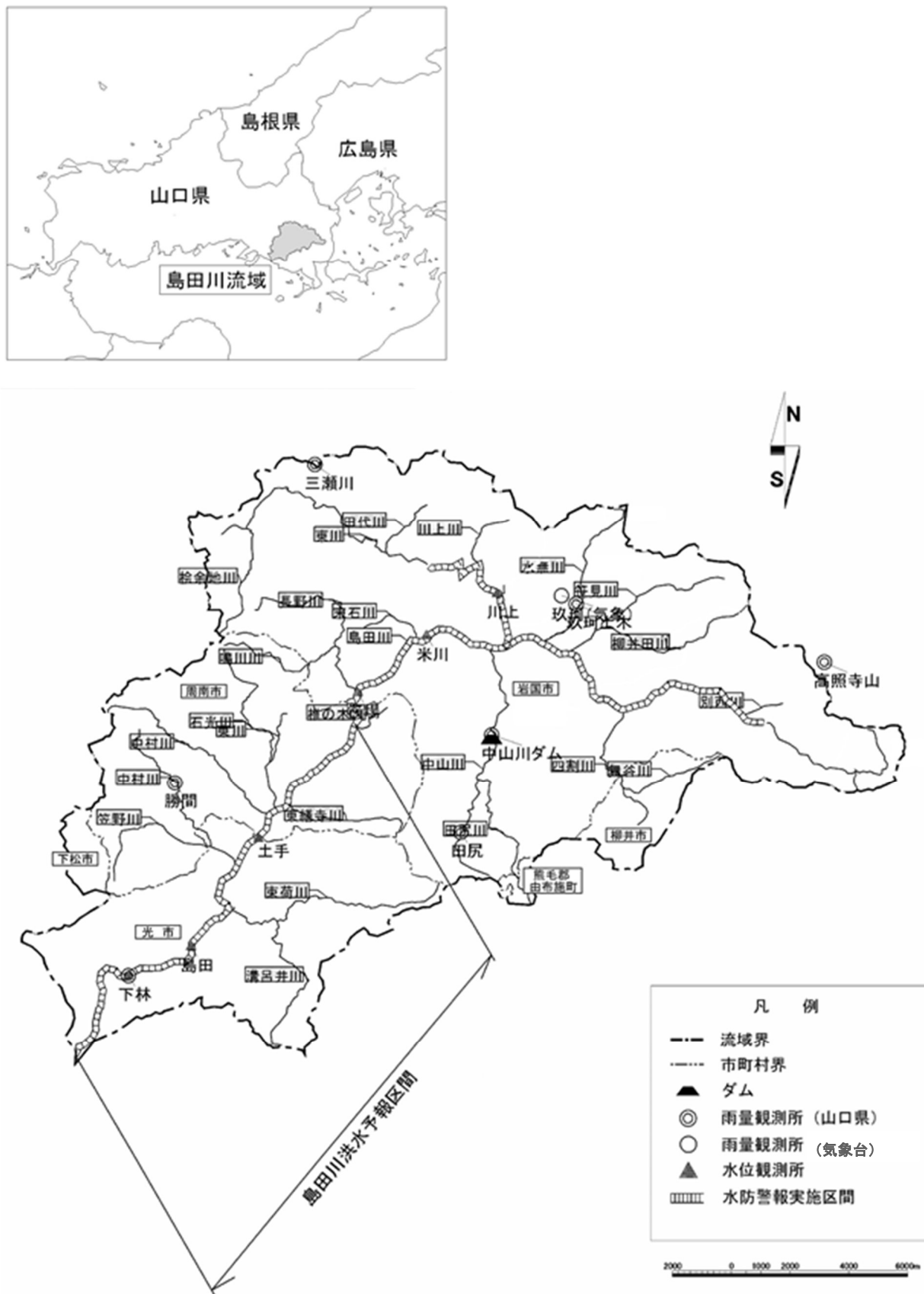
この実施要領は、令和元年5月29日から施行する。

令和元年5月29日

山口県 周南土木建築事務所長 古野 智

下関地方気象台 防災管理官 上野 秀則

付図1 洪水予報区間及び雨量・水位観測所位置図



付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる島田川流域の雨量・水位観測所

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
島田川	玖珂	くが	山口県岩国市玖珂町 6345	68

(2) 山口県雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
島田川	三瀬川	さんぜがわ	岩国市周東町瀬越 1781 地先	460.0
	田尻	たじり	岩国市周東町中山字樋ノ向 513 番地の 5	140.0
	玖珂	くが	岩国市玖珂町 6264-3	56.2
	下林	しもばやし	光市大字島田字下林河川敷内	10.0
	勝間	かつま	周南市大字呼坂 1195-14	45.0
	中山川ダム	なかやまがわだむ	岩国市周東町用田字相ノ見 298-35	109.1
	高照寺山	こうしょうじやま	岩国市六呂師字クラカケ山 512 番地 22	639.0

(3) 山口県水位観測所 (基準観測所)

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待 機水位 m	氾濫注意 水位 m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	計画高 水位 m
					レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
島田川	島 田	しまた	N 33° 59' 32" E 131° 57' 35"	光市三井8丁目	2.40	3.00	3.40	4.40	5.53

注) 水位は、基準観測所における最深河床高を0とした場合の値

(4) 山口県水位観測所（基準観測所以外）

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位 m	氾濫注意 水位 m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	計画高 水位 m
					レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
島田川	下 林	しもば やし	N 33° 59' 00" E 131° 56' 26"	光市大字島田字下 林河川敷内	2.00	2.60	2.80	3.20	3.29
	土 手	どて	N 34° 01' 49" E 131° 39' 00"	周南市大字小松原 字土手	2.70	3.80	3.90	4.00	6.30

注) 各水位は、観測所における最深河床高を0とした場合の値

付表2 洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝達方法の例	担 当 官 署
光市道路河川課	一般加入電話 FAX	周南土木建築事務所
光市防災危機管理課	〃	〃
周南市防災危機管理課	〃	〃
N T T西日本またはN T T東日本	気象情報伝送処理システム (警報のみ伝達) ※	下関地方気象台
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
山口県防災危機管理課	〃	〃
N H K山口放送局(N H K広島放送局) ※2	防災情報提供システム	〃
中国地方整備局山口河川国道事務所	〃	〃
山口県警察本部警備課	〃	〃
陸上自衛隊第17普通科連隊	〃	〃

※ N T T西日本またはN T T東日本の伝達は洪水警報のみとし、一般利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※2 N H K山口放送局の夜間休日等の無人化に伴いN H K広島放送局へも伝達する。

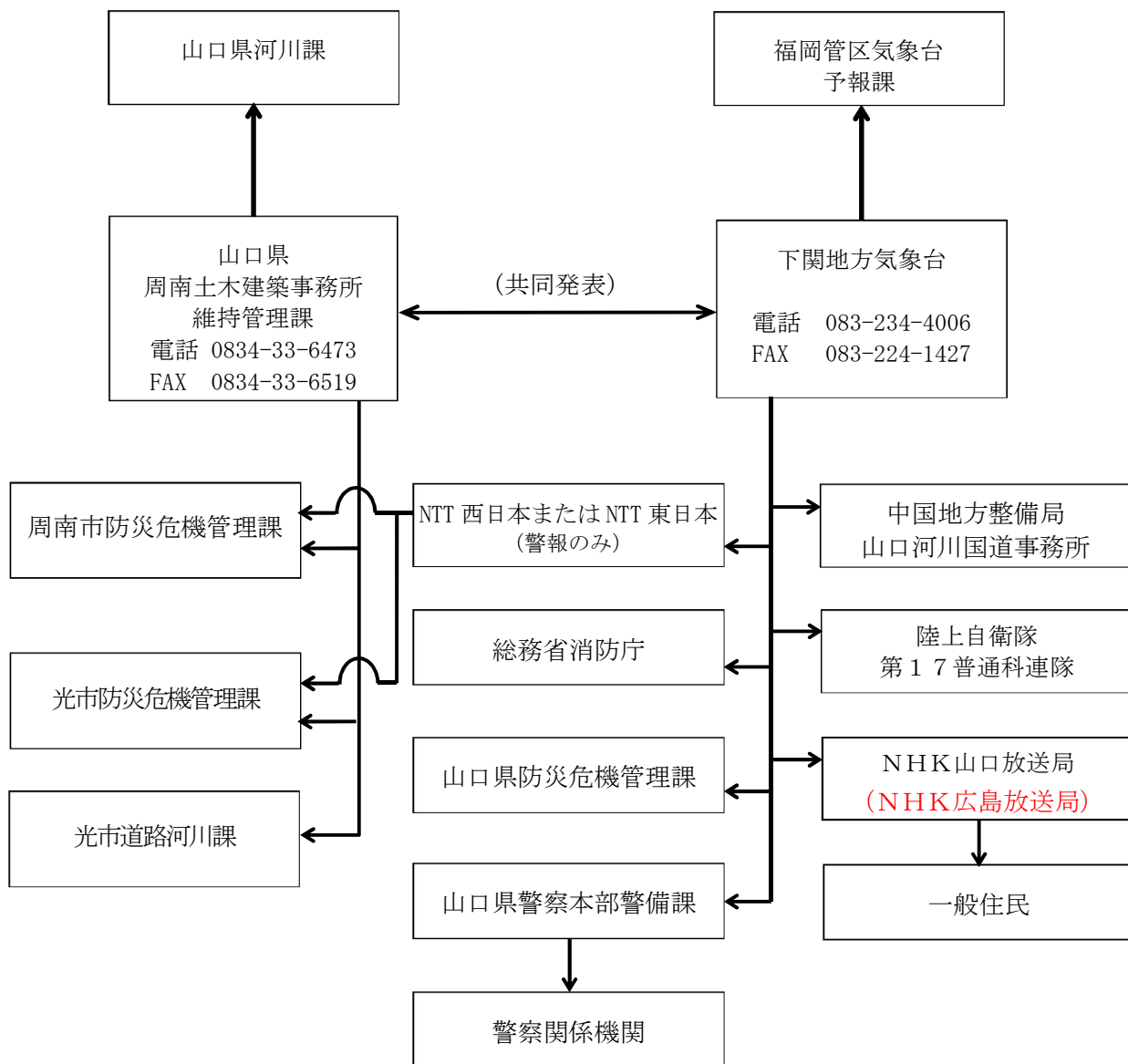
付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

河 川	流 域	時 間	基 準 雨 量
島田川	島田水位観測所上流域	実測3時間	30mm

付表4 情報システム障害時に交換する資料

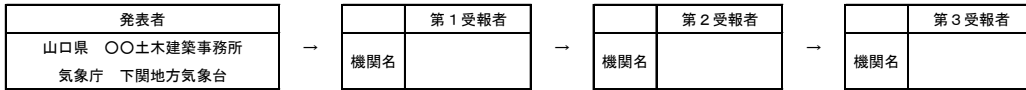
- (1) 下関地方気象台から周南土木建築事務所に通報するもの
- ア 周南市及び光市に発表された注意報・警報(水防活動用)
  - イ 気象情報(大雨、台風、低気圧、梅雨時)
  - ウ 解析雨量
  - エ 降水短時間予報、降水ナウキャスト
  - オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量(前1時間実況、1～6時間先までの特別予測)  
島田川：島田
- (2) 周南土木建築事務所から下関地方気象台に通報するもの
- ア 次の観測所の雨量(前1時間実況)  
島田川：中山川ダム
  - イ 次の観測所の水位(実況及び3時間先までの予測)  
島田川：島田

付図2 洪水予報の伝達系統





付図3 洪水予報発表のイメージ



## ○○川氾濫注意情報

○○川水系○○川洪水予報第○号  
洪水注意報（発表）  
令和○○年○月○日 ○○時○○分  
○○土木建築事務所・下関地方気象台 共同発表

（見出し）

**【警戒レベル2相当情報【洪水】】**○○川水系○○川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

**【警戒レベル2相当】** ○○川の○○水位観測所（○○市）では、○日○○時○○分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨 量）

1時間に○○ミリの雨が降っています。  
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	○日○○時○○分～○日○○時○○分 までの流域平均雨量	○日○○時○○分～○日○○時○○分 までの流域平均雨量の見込み
○○市 ○○○	○○ミリ	○○ミリ

（水 位）

○○川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位 (m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
○○ 水位観測所 (○○市)	○日○○時○○分の状況	3.48 ↑				
	○日○○時○○分の予測	4.28 -				
	○日○○時○○分の予測	2.98 -				
	○日○○時○○分の予測	3.26 -				
	○日○○時○○分の予測	-0000.00 -				
	○日○○時○○分の予測	-0000.00 -				
	○日○○時○○分の予測	-0000.00 -				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（注意事項）

(参考資料)

(単位：水位 (m))

観測所名	〇〇 水位観測所
	〇〇市
レベル4 水位 氾濫危険水位※	5.00
レベル3 水位 避難判断水位※	4.50
レベル2 水位 氾濫注意水位	4.00
レベル1 水位 水防団待機水位	3.00
受け持ち区間	〇〇川 左岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで 右岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	山口県〇〇市ー

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の  
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の準備等の氾濫の発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコン・スマートフォンから	携帯電話から
山口県土木防災情報システム	<a href="http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/">http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/</a>	<a href="http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/k/">http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/k/</a>
気象庁ホームページ	<a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>	

問い合わせ先

水位関係：山口県〇〇土木建築事務所〇〇課

電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

気象関係：気象庁下関地方気象台

電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇